

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 竹内建設株式会社 (法人番号3040001044031)
業者の住所 : 千葉県印西市原1-1-5
- 2 指名停止措置期間 : 令和6年3月13日 から 令和6年6月12日 まで(3か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者の代表取締役は、令和5年4月から10月頃、千葉県北千葉道路建設事務所の発注工事の入札をめぐり、同事務所長が工事の入札情報を漏らした謝礼として、複数回にわたり現金計約20万円や計40万円相当の接待をした疑いがあるとして、令和6年1月10日、贈賄容疑で千葉県警に逮捕された。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第3号ア(贈賄)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|--|---|
| (贈賄) 3 次のア、イ又はウに掲げる者が対象区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人 | 逮捕又は公訴を知った日から 3月以上9月以内 2月以上6月以内 1月以上3月以内 |